

注

- (1) 東京地裁平成一〇年七月二八日判決は、類似事案で契約関係の存在を否定している。
 (2) 前記判例では素人であるボランティアに対して医療専門家のような介護は期待できないとする。
 (3) 札幌地裁昭和六〇年七月二六日判決参照。

〔事例〕

(10) 社会福祉協議会と補助金の使用

江野 尻 正 明

橋 本 宏 子

〔キーワード〕

社会福祉協議会の事業、補助金の使途とその是正方法

〔事例の内容〕

A市B区内に設立されたC地域社会福祉協議会は、高齢者食事サービス事業を実施している。A市は、C地域社会福祉協議会に対し、社会福祉法人D社会福祉協議会（市社会福祉協議会）及びE社会福祉協議会（区社会福祉協議会）社会福祉法一〇九条二項）を通じて、C地域社会福祉協議会が実施している高齢者食事サービス事業に補助金を交付している。Fは、C地域社会福祉協議会の代表者である会長の地位に

ある。

A市の住民Gは、C地域社会福祉協議会が、補助金の一部を目的外に支出し、又は違法に保有しているとみている。Gは、誰に對しどのような争訟を提起できるだろうか。

なお、C地域社会福祉協議会は、A市内a区域内にある地域社会福祉協議会（A市内においておおむね小学校区ごとに設立された地域福祉活動推進事業等を行う権利能力なき社団）のひとつであり、本件D社会福祉協議会及びE社会福祉協議会に参加している。

〔本事例の検討〕

一、GはC地域社会福祉協議会の構成員ではなく、C地域社会福祉協議会との間で何らかの契約を結んでいる訳でもない。したがって、GはC地域社会福祉協議会またはその代表者Fに對して、高齢者食事サービス事業にかかる補助金（以下「本件補助金」という）の用途を糺す直接的な法的権原は有しない。

二、他方、Gは、A市の住民であることから、A市が支出した本件補助金についてその目的外使用又は違法な保有（以下格別の必要がない場合「目的外使用等」という）を理由としてA市が本件補助金の範囲で何らかの金銭的請求を行うことを求め、A市がこれを行わない場合、住民訴訟を提起することが考えられる。

三、そこで、まず、A市が、C地域社会福祉協議会の補助金の目的外使用等について、どのような法的請求をすることができるかを検討する。

A市は、D社会福祉協議会及びE社会福祉協議会を通じてC地域社会福祉協議会に對して本件補助金を支出して

おり、A市が本件補助金を直接交付している相手方はC地域社会福祉協議会ではないことから、A市はC地域社会福祉協議会との間で公法上又は私法上の直接の契約関係にはない。

他方、C地域社会福祉協議会が本件補助金の目的外使用等をしたことをもって、A市に対する故意又は過失により損害を与えたと解することは困難である。そこで、A市がC地域社会福祉協議会に対し、本件補助金の目的外使用等を理由として法的請求を行うには、不当利得返還請求（民法七〇三条）に拠ることとなる。

すると、A市は、C地域社会福祉協議会による本件補助金の目的外使用等により損失を被っていることが必要となると、本件補助金について本来の目的に使用された部分以外の支出をしたことをA市が損失ととらえ、他方で、C地域社会福祉協議会が本件補助金のうち、本来の目的以外の支出について受領した部分を利得とすることが考えられる。

もつとも、補助金は、一般に交付要綱等に基づいて交付される公法上の贈与であると解されるところ、贈与の目的外使用等があれば直ちに不当利得となるものではなく、交付要綱等に基づいて、その贈与が取り消されて初めて、当該補助金の交付を受けた主体が法律上の原因なくして他人の財産によって利益を受けたとして不当利得返還請求権が生じると解される。

そうすると、本件では、A市が、本件補助金の交付要綱等に基づいて、直接本件補助金を交付したD社会福祉協議会への補助金の交付を取り消した場合に、A市はC地域社会福祉協議会に対して、不当利得返還請求権を行使することが出来ることとなる。したがって、A市がD社会福祉協議会に対する補助金の交付を取り消したにもかかわらず、当該取消しに掛かる補助金相当額の返還を受けていない場合に、GはA市に対して地方自治法二四二条の二第四項に基づく住民訴訟を提起することができる。

四、他方、Fが補助金の一部を保有しているのであれば、Fには本件補助金を保有する権限はないのであるから、A市がFに対して不法行為に基づく損害賠償請求権を有していると考えられる。

この点、Fは高齢者食事サービス事業の主体であるC地域社会福祉協議会の代表者であり、その事業資金の原資である補助金の使途についてはこれを規定している交付要綱等について十分に了知していた又は十分に了知すべき地位にあったと考えられる。そうすると、C社会福祉協議会が本件補助金の交付要綱等の定め反して本件補助金の一部を保有していることは、Fが故意又は過失によりA市に損害を与えたこととなる。

よって、A市はFに対する損害賠償請求権を有しており、これを行使しない場合には、GがA市に対して地方自治法二四二条の二第四項に基づく住民訴訟を提起することが出来る。

五、もつとも、地方自治法二四二条の二第四項に基づく住民訴訟は、まず、同法二四二条一項に基づく住民監査請求をすることが前提である。一般に、この監査請求自体が理由ありとして認められることは決して多くはない。他方で、監査請求を受けて普通地方公共団体が補助金の交付要綱等を整備したり、実質的に監査請求を受け入れて、何らかの是正措置（本件でいえば、A市が過去の補助金の交付決定を取り消して、C地域社会福祉協議会からD社会福祉協議会及びE社会福祉協議会を通じて、当該取消しに掛かる補助金相当額の返還をさせたり、補助金の交付要綱等をより目的に合致するよう整備したりすること）を執ることは珍しくない。

住民監査請求の目的及び社会福祉協議会の社会的位置づけからすれば、Gが監査請求さらに住民訴訟を提起することの意義は小さくない。¹⁾

「もつと論点を深めるために」

以上の論考は、注1で示した判決の判断枠組（地方自治法二四二条の二の四号によるもの）にしたがっている。この判例の判断枠組は理論的には原審より技術的に整理されているものの、これに拠れば、地方自治体からの補助金はその補助金が目的とする事業を行う者に対して直接交付されるのではなく、何段階を経て交付される（本事例がまさにそれである）場合や、地方自治体が補助金の交付を取り消さない場合、当該自治体の住民が、その適否をただす機会を奪うこととなる点で、結果において適切とは思えず、今後の検討課題である。

本事例のように、地方自治体（以下便宜上「市」とする）がD社会福祉協議会（同様に「市社協」とする）の事業に補助金を出す際に、市の当該補助金が目的とする事業に対して、市社協が有していると思われる補助金の要綱に基づいて交付する仕組みの場合、市としては、市社協の要綱に基づいて適切に交付しされているかどうかを考え、不適切な場合、市が市社協に対する補助金の交付を取り消して、その返還を求めることにより、補助金交付の適正を図ること、これを市が怠る場合には、地方自治法二四二条の二の二号による行政処分取消しを考えることも充分あり得る。その場合、市社協がE社会福祉協議会やC社会福祉協議会に返還を求めるかどうかは直接行政訴訟で扱うことではないと整理されようか。

注

(1) 以上、全般に付き、大阪高裁平成三年一月二四日判決参照。